

## 公 告

## 航空自衛隊入間基地司令

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地に所在する防衛省航空自衛隊入間基地において、令和6年7月24日（水）に行われる入間基地納涼祭に売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

## 1 応募資格

以下のすべての項目を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 第4項に示す出店説明会に参加していること。
- (9) 代表者（応募者本人）又は当日の販売責任者が、基地で行う調整会議等に容易に参加できる者であること。
- (10) 募集要項に記載された内容及び（8）、（9）で示した説明会や調整会議等において、官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。
- (11) 飲食の提供をする業者については、埼玉県内における飲食店営業の許可を受けた者であること。キッチンカーによる出店の場合は「自動車による営業」、テントによる出店の場合は「特定の食品」についての営業の許可をそれぞれ受けている者であること。

※ 上記の項目を満たしている場合でも過去に入間基地で行われた同種の行事にお

いて、官側の注意、指示等に従わなかった業者等は、応募を断る場合がある。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

## 3 設置場所及び期日

### (1) 場所

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空自衛隊入間基地内納涼祭会場

### (2) 期日

令和6年7月24日(水)

ただし、荒天の場合は翌日25日(木)に順延する。さらに25日(木)が荒天の場合は中止となる。また、自衛隊の任務及び感染症拡大等に関連して、開催しがたい状況が発生した際には中止となる場合がある。

## 4 募集内容

募集要項による。

## 5 問い合わせ先

〒350-1394

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地

航空自衛隊入間基地 業務隊厚生班 納涼祭売店担当

04-2953-6131 (内線2782)